

感染症法に基づく医療措置協定について

令和4年12月の感染症法の改正により、新興感染症の発生・まん延時に、速やかに医療提供体制を構築するため、県と医療機関は、平時から「**医療措置協定**」※を締結することとされました。

1 医療措置協定について

(1) 協定の対象となる感染症

感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」

※ 医療措置協定の締結に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に置き、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じて機動的に対応

(2) 協定の締結主体

医療機関の管理者（病院長等）

(3) 協定内容の変更

医療機関側の事情変更等があれば、協定を見直す協議を行うなど、柔軟に対応

(4) 協定締結状況の公表

医療措置協定を締結した医療機関は、県のホームページで公表（医療機関名及び協定項目等）

(5) 公費負担医療との関係

医療措置協定を締結した、第一種及び第二種協定指定医療機関により実施される入院医療・外来医療・在宅医療は公費負担医療の対象

2 医療措置協定の項目

| 協定項目 | 医療措置協定の締結対象 | | | | |
|---|-------------|-------|-------|----|---------|
| | 病院 | 有床診療所 | 無床診療所 | 薬局 | 訪問介護事業所 |
| ① 病床の確保（※1） | ○ | ○ | | | |
| ② 発熱外来の実施（※1） | ○ | ○ | ○ | | |
| ③ 自宅療養者等への医療の提供 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 後方支援 | ○ | ○ | | | |
| ⑤ 人材派遣 | ○ | ○ | | | |
| （上記のうち1つ以上の措置に係る協定を締結した医療機関における任意の追加協定項目） | | | | | |
| ⑥ 個人防護具の備蓄（※2） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

○（黄色）：第一種協定指定医療機関（※3）

○（青）：第二種協定指定医療機関（※4）

協定を締結した医療機関に対する、平時に活用できる設備整備の支援のあり方については、今後検討

※1：協定締結医療機関のうち、一定の基準を満たすとして知事が指定する医療機関が流行初期に対応した場合には、財政支援措置を実施（**流行初期医療確保措置**）

※2：協定（①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣）を締結する医療機関は、必要な個人防護具の備蓄（2か月分）を行うことが推奨されることから、個人防護具の備蓄について協定の締結への合意が可能な場合は、協定項目に追加

※3：「病床の確保」に係る協定を締結した医療機関は、知事が、**第一種協定指定医療機関**として指定

※4：「発熱外来の実施」、「自宅療養者等への医療の提供」に係る協定を締結した医療機関は、知事が、**第二種協定指定医療機関**として指定

【流行初期医療確保措置の対象となる基準】

(1) 病床確保の基準

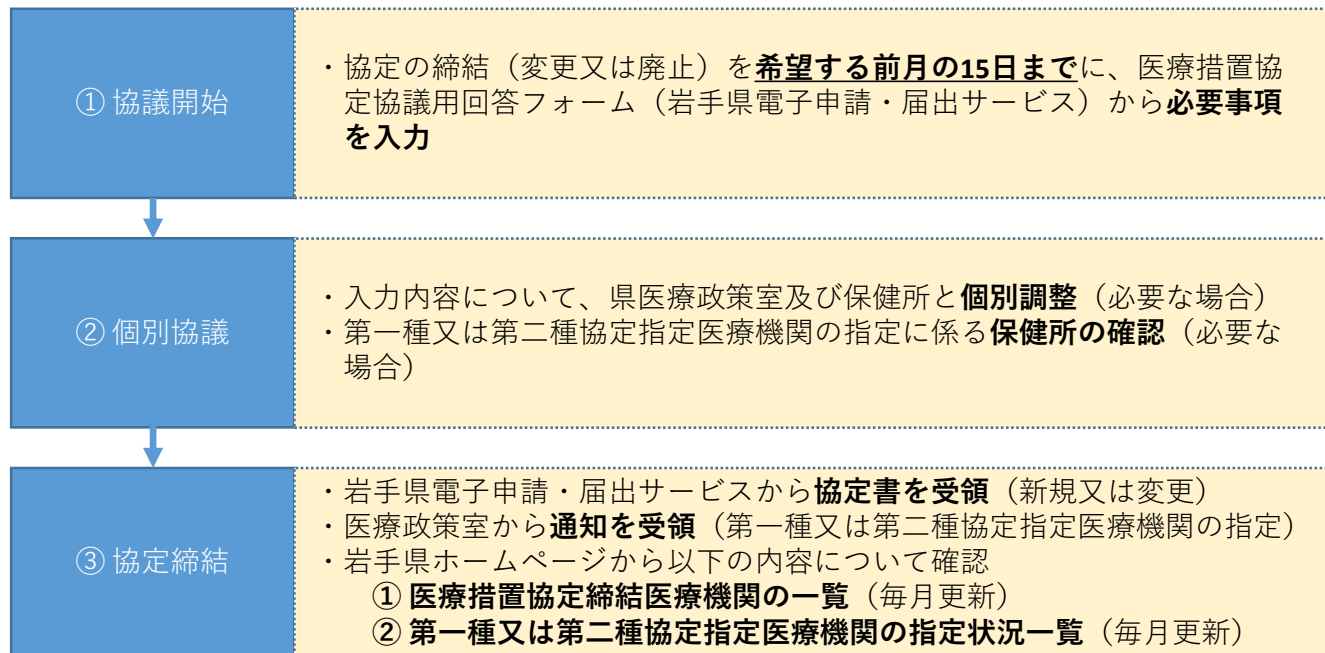
- 措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して **原則7日以内に実施** するものであること
- 通知又は医療措置協定に基づき、当該措置を講ずるために **確保する病床数が10床以上** であること
- 後方支援の役割を担うよう通知を受けた又は医療措置協定を締結した **医療機関と必要な連携を行うこと** その他病床の確保を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること

(2) 発熱外来の実施の基準

- 措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して **原則7日以内に実施** するものであること
- 通知又は医療措置協定に基づき、**1日当たり20人以上** の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは **ha** 当該新感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者の診療を行うものであること

3 医療措置協定の締結手続

○ 医療措置協定を締結（新規、変更）する場合



【医療措置協定協議用回答フォーム（岩手県電子申請・届出サービス）】

最寄りの保健所又は県庁医療政策室までご相談ください。

4 医療措置協定に係る資料

- (1) 感染症法に基づく医療措置協定について（岩手県ホームページ）
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/iryoku/kenkou/1071439.html>
- (2) 改正感染症法に基づく医療措置協定について（第106回社会保障審議会医療部会資料）（厚生労働省ホームページ）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001209926.pdf>

5 問い合わせ先

岩手県保健福祉部医療政策室感染症担当（岩手県盛岡市内丸10-1）

TEL：019-629-5417